

<川口美貴『労働法（第3版）』正誤表>

- ・ 225頁 上から19行目

(誤) 「(4) その他の不利益な扱い」

(正) 「(4) その他の不利益な取扱い」

- ・ 300頁 脚注38

(誤) 「・・・日曜日から土曜日までのいわゆる歴週をいう・・・」

(正) 「・・・日曜日から土曜日までのいわゆる暦週をいう・・・」

- ・ 314頁 脚注79

(誤) 「従来存在していた中小事業主に対する猶予規定(労基附則138条)は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平30法17)1条により削除され、2019年4月1日より適用されない。」

(正) 「従来存在していた中小事業主に対する猶予規定(労基附則138条)は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平30法17)1条により 2022年4月1日から削除され、同日より適用されない。」

- ・ 316頁 上から12行目

(誤) 「・・・②1週8時間のみを超える法定時間外労働＝2時間、③1週8時間の」

(正) 「・・・②1日8時間のみを超える法定時間外労働＝2時間、③1日8時間の」

- ・ 317頁 上から2行目

(誤) 「・・・②1週8時間のみを超える法定時間外労働＝2時間、③1週40時間」

(正) 「・・・②1日8時間のみを超える法定時間外労働＝2時間、③1週40時間」

- ・ 342頁 上から12行目

(誤) 「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を・・・」

(正) 「使用者は、労働者に対して、毎週少くとも1回の休日を・・・」

・ 3 4 2 頁 上から 1 7 行目

(誤) 「・・・別段の定めがなければ歴週 (日曜日から土曜日まで)・・・」

(正) 「・・・別段の定めがなければ暦週 (日曜日から土曜日まで)・・・」

・ 3 4 3 頁 上から 1 7 行目

(誤) 「まず、変形週体制を採用していない場合は、毎週 (別段の定めがなければ歴週)」

(正) 「まず、変形週体制を採用していない場合は、毎週 (別段の定めがなければ暦週)」

・ 3 4 4 頁 下から 1 2 行目

(誤) 「・・・1 か月を超えるかどうか、上限規制 (労基法 32 条 3 ～ 6 項)・・・」

(正) 「・・・1 か月を超えるかどうか、上限規制 (労基法 36 条 3 ～ 6 項)・・・」

・ 6 6 6 頁 上から 4 行目終わりから 5 行目

(誤) 「・・・を「短時間雇用労働者」と定義している(2 条 1 項)・・・」

(正) 「・・・を「短時間労働者」と定義している(2 条 1 項)・・・」

・ 9 8 0 頁 下から 8 行目

(誤) 「(2) 「労働組を結成し、若しくは運営すること」 」

(正) 「(2) 「労働組合を結成し、若しくは運営すること」 」